

●東京都町村議会議員講演会（東京都） 真田 幸久

令和7年5月7日 15時00分～17時00分

目的：議員の研修

演題 「議員と住民の距離を縮めよう」～なり手不足から主権者教育まで～

講師 拓殖大学政経学部 河村和徳教授

成果

大きく二つの観点（「なり手不足の観点」と「住民の政治参加の観点」）から住民と議会との距離について論じる内容と、2023年地方自治法改正を受けた議会・議員のあり方について論じる内容であった。

○住民と議会との距離（なり手不足の観点から）

※地方議員に関する誤解

1. 議員定数について

- ・ 地方議員の定数を減らすべきという政治学者がいる
⇒ 議会は住民の縮図であり、本来は直接参加、それが難しいので代表を選んでい
ることから、少なくとも民主主義を研究している政治学者は、議員の数はでき
る限り減らすべきとは考えていない。
- ・ 地方議員の数は多すぎる
⇒ 地方議会には、「議論する場」と「議決する場」の2つの性格がある。「議決
する場」は住民の縮図であるべきで、参加者の数は多いほど良い。一方、「議
論する場」は適切な会議体であるべきで、6～7人、もしくは10人未満が妥当
であり、「議論する場」を「常任委員会」とすれば、町村議会では常任委員会
が2つの場合が多く、結果、 $6\sim7\times 2=12\sim14$ 人が妥当。
⇒ 議会制度はそもそも非効率であり、最も効率的なのは独裁。
- ・ 地方議員の数を減らすと行財政改革に大きく貢献する
⇒ 地方交付税の算定根拠となっており、大きくは貢献しない。

2. 議員報酬等の経済的処遇について

- ・ 地方議員の議員報酬は多すぎる 地方議員には年金がある
⇒ 都道府県や政令指定都市は「生活給」という位置づけ。都道府県や政令指定都
市の議員報酬が高すぎるという批判はあるが、町村は当てはまらない。
⇒ 地方議員専業の人は「国民健康保険・国民年金」、町村議員の議員報酬は生活
給としてみなされていない。議員年金は制度として廃止されている。

※議員のなり手不足の要因

- ・ 議員定数削減の副作用
 - ・ 当選ハードル（当選の為に必要票数）の上昇。
 - ・ 議員と接する確率が低下し、市町村政が自分ごとでなくなっていく。
- ・ 経済処遇面
 - ・ 低水準の議員報酬、社会保険負担、議員年金制度の廃止など。

※議員定数のあり方と報酬のあり方

- ・ 「議員の定数を減らすから報酬を増やす」という方法は一度しかできない禁じ手
 - ・ 議員の定数をどこまで減らすのかという問題が残り、報酬を増やしたのに仕事量が変わらないなら、住民は納得しない。
- ・ 引き算型の定数削減をやめ、積み上げ型の定数を考える
- ・ 定数のあり方と報酬のあり方は分けて考え、報酬は「なり手不足」の議論から

○住民と議会との距離（住民の政治参加の観点から）

※議員を巡る新しい変化

1. デジタル化と執行部に対する住民参加

- ・ 議員を通さず直接住民とつながる⇒議員は御用聞きだけでは存在価値が。

2. コミュニティの衰退とインターネットの普及

- ・ 地域の代表という側面が小さくなる。
- ・ 世帯の中で意見が割れる⇒票読みが難しい。

※住民との距離を縮めるには

1. 議員の実態を知ってもらう努力が欠けていたのではないか

- ・ まず議会の見える化を含めた改革が必要＝宣伝は非常に大事であり、可視化の取組が重要
 - ・ 住民説明会の見直し＝声を聞くバリエーションを増やす必要
 - ・ 声の大きい人のための会になっていないか？⇒政策の単位で話を聞く場をつくる。
 - ・ アナログだけではなくデジタルも（元町民など縁がある人をどう巻き込んでいくか）。
 - ・ 広報の見直し
 - ・ コミュニティが強固だった時代とは異なり、町村でも高齢者と若者の間のコミュニケーションは断絶していると考えるべき。

高齢者・・・対面 若者・・・SNS を活用

- ・町村であっても古い時代のコミュニケーションを見直す必要。

紙依存からデジタルも

- ・特別職の報酬審のあり方を考える必要も（審議会構成員の議会活動に関する知識・経験不足）

2. 主権者教育

- ・選挙権年齢の 18 歳への引き下げの論点

- ・大人になるプロセスの変化

- ・2016 年参議院通常選挙から見える若者の投票参加・投票行動

- ・18 歳の投票率は高いが、19 歳は低くなる。

- ・都市部で高い・・・自宅生が多いところほど投票率がよい。

- ・両親の投票と同じ投票傾向。

⇒地元にいるときに政治とふれあう機会の低下。

- ・知識の提供だけではなく、実践の場の提供も大事

- ・大人の主権者教育

- ・学校を卒業した後、知識や経験をアップデートできない時代

- ・政治参加の手法は 1 つだけではない。

- ・なり手不足との関連性

- ・議員定数削減の副作用。

- ・当選ハードルの上昇。

- ・議員と接する確率の低下。

⇒市町村政が自分ごとでなくなっていく

- ・主権者教育の到達点

- ・「地方自治は民主主義の学校」・・・社会に出てからも学ぶ、そこにゴールがある

- ・教条主義的に教育するという発想ではなく、「知っていると得になる」という視点を持つ（中長期も含めて）

- ・選挙⇒議会⇒選挙は繰り返したという視点、また地方議員は「先生」ではなく「代理人」という視点を持つ必要。

○2023 年地方自治法改正を受けた議会・議員のあり方

※2023 年地方自治法の改正

- ・地方議会の役割・地方議員の職務等が明確化された

- ・第 89 条の改正

普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

②普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより、当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

③前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

・ 89 条改正を受けて：重要な意志決定機関になるためには

- ・ 個人のスキルアップ
 - ・ 議員のリスクリング
 - ・ 知恵の支援をしてくれる人とどうつながるか
- ・ 議会のレベルアップ
 - ・ 多様な意見を聞く場としての議会
 - ・ 学びの場としての議会
 - ・ 議会事務局の機能強化（専門職員の雇用など）

○八丈町議会における適用について

※住民と議会との距離（なり手不足の観点から）に関して

- ・ 議員定数については、現状 12 名となっており、講師が妥当としている人数の範囲内（2 つの常任委員会）。一方で、八丈町議会では常任委員会が議論の場になっていたとは言い難く、主に本会議や全員協議会が議論の場となっていたことから、委員会の活性化を進め、委員会での議論が主となるように移行していくべきと考える。
- ・ 報酬については、講師が指摘している通り、生活給としての水準となっていないことから、学校に通っている子どもがいることを前提にした場合、議員専業では生活が立ち行かない水準の議員報酬（月額 20 万円、所得税と地方税、社会保険料（国民健康保険と国民年金）は全額自己負担）であり、働き盛りの年齢の方が専業で議員になることは非常に困難な環境である。
- ・ 一方で、議員は専業を前提とすべきか、兼業を前提とすべきかによって対応方法は異なってくると考える。前者であれば、議員報酬の引き上げが必須であり、現在導入されていない政務活動費の支給も検討すべきであると考え。後者であれば、議員報酬の引き上げよりも、議会事務局の機能強化（政策調査担当職員の採用）を行い、議員の政策立案等の準備に関する負担軽減をはかるということが必要と考える。両者の混在と議会事務局機能強化が行えないことを前提とした場合

は、基本的な報酬は若干引き下げ、議員活動内容の可視化を行った上で、各種手当（委員会手当、委員長手当等々）を積み上げていくことと、政務活動費の支給を組み合わせることなどで、議員としての活動量にみあった報酬水準を実現する必要があると考える。

※住民と議会との距離（住民の政治参加の観点から）に関して

- ・八丈町議会においては、講師も指摘している通り、議員の実態を知ってもらう努力がまだまだ足りていないと考える。住民と議員の懇談会開催や、議員による各種報告書のホームページでの開示など、「議会・議員の見える化」をすすめているものの、更なる工夫をすべきと考える。住民と議員の懇談会については、事前にテーマを決めずに開催していたが、講師が指摘している通り、政策単位での開催が有効と考える。また、「議会だより」による広報についても、内容全体を通したテーマ設定などの工夫が必要と考える。
- ・現在、一般質問のみ録画配信を行っている。議会全体についても配信すべきと考えるものの、追加コスト（機材、人件費等）について住民の納得が得られるかを慎重に判断した上での対応が必要と考える。
- ・主権者教育について、子ども向けとしては学校側の協力を前提に、中高生を対象にした子ども議会の実施などを検討すべきと考える。
- ・住民の政治参加を促すためにも、議会に「広報・広聴委員会」を設置し、より積極的な対応をしていく必要があると考える。

※2023 年地方自治法改正を受けた議会・議員のあり方

- ・講師の指摘にある通り、議員個人としてはリスクリング（各種法制度等の学習）と政策立案（個人での対応には限界がある）にあたってのネットワークづくりが重要であり、特に後者については、島内外を問わず、ネットワークの拡大に努めなければならないと考える。
- ・議会については、多様な意見を聞く場として、参考人の出席依頼や公聴会開催などを積極的に行っていくことや、住民からの政策提案を呼びかけていくことなどが、住民の積極的な政治参加を促すことにもつながると考える。